

◎新潟県告示第553号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において縦覧に供する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

粟瀬（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を結んだ線に囲まれた区域

東蒲原郡阿賀町三方道上

甲49番 1号

東蒲原郡阿賀町三宝分テロフ

甲497番 2号及び3号

甲492番 4号

甲465番 5号

甲462番 6号

甲443番 7号

甲431番 8号

東蒲原郡阿賀町三宝分粟瀬

甲56番 9号

甲71番 10号

東蒲原郡阿賀町三宝分若宮道上

甲425番 11号

甲409番 1 12号

甲407番 1 13号

甲402番 14号

甲384番 15号

東蒲原郡阿賀町三方和泉

甲134番 1 16号